

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野市松岡1丁目35番5号
評価実施期間： 平成29年7月5日から平成29年10月3日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B15018、B16021、050482	

2 福祉サービス事業者情報（平成29年 8月現在）

事業所名： （施設名） 水内荘	種別： 障害者支援施設	
代表者氏名： （管理者氏名） 理事長 和田 恭良 所長 小島 健一	定員（利用人数）：40名(40名)	
設置主体： 経営主体： 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団	開設（指定）年月日： 昭和37年9月25日	
所在地：〒389-1105 長野県長野市豊野町豊野2230		
電話番号： 026-257-2194	FAX番号： 026-257-4744	
ホームページアドレス： http://www17.ocn.ne.jp/~minochi/		
職員数	常勤職員：26名 （専門職の名称） 名	非常勤職員：4名
専門職員	・保健師・看護師 2名	・サービス管理責任者 1名
	・栄養士 1名	・生活支援員 22名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	・個室 … 18室 ・二人室 … 14室	・食堂 … 1室 ・集会室…3室 ・浴室…1室 ・洗面所…4室 ・便所…7室 ・医務室…1室 ・相談室…1室 ・屋内運動場…1室

3 理念・基本方針

- 社会福祉法人長野県社会福祉事業団の理念
誰もが笑顔で輝く社会を創造します
- 社会福祉法人長野県社会福祉事業団のキャッチコピー
夢・情熱・連携が織りなす豊かな暮らし
- 社会福祉法人長野県社会福祉事業団の経営方針
 - (1) 事業団は、利用者及び地域住民から信頼され選ばれる法人を目指します。
 - (2) 事業団は、働き甲斐のある職場作りに努めます。
 - (3) 事業団は、自立的経営基盤の確立を目指します。

○水内荘の運営方針

利用者、家族の要望に合わせた支援を行うことにより、安心、安定した日常生活が送れるようにします。

(ア)利用者の健康状態に常に注意し、健康保持ができるようにします。

(イ)利用者の心身の状況等に応じた生活支援や生産活動・創作活動を提供します。

(ウ)利用者が市民感覚を抱けるように地域との関係を築きます。

(エ)当所が地域住民の拠り所となるよう「体育館」や「第2作業棟」等を開放したり、地域のボランティア等と積極的に交流します。

(オ)短期入所事業を中心に、在宅障がい者、家族を支援します。

(カ)指定相談事業(一般・特定)を行い、利用者をはじめ圏域障がい者の「サービス等利用計画」策定や課題解決に努めます。

(キ)隣接の「泉平ハイツ(特養ホーム)」と連携、協力して介護保険への移行に備えます。

(ク)NPO法人「豊野結いの会」と連携、協力して利用者の財産管理、権利擁護に努めます。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

当水内荘は県内で初めて、全国でも6番目の知的障がい者入所施設として昭和37年9月に上水内郡福祉組合により現在の長野市北部豊野町に開設され昭和40年4月に現在の運営主体である社会福祉法人長野県社会福祉事業団に経営移管された。地元の熱心な要請から開設に到った経緯もあり、当初から地域の人々との関係を大切に地域に根差した施設運営を目指し、利用者の社会復帰(地域移行)という命題に向かって様々な取り組みを行ってきた。施設の周辺は果樹園が多く、また、水田もあり、開設当初は農繁期に「援農」と称して地元農家の手伝いに出たり、町民運動会や文化祭など、豊野町内の行事に積極的参加し地元の住民とも交流を深めてきた。そのせいか町内の人々の福祉全般に対する理解は深く、施設へのボランティア登録や町内各所への14グループホームの開設時の協力へと繋がっている。

現在、施設には居住系サービスとして定員40名の施設入所支援と定員6名の短期入所支援があり、また、日中系サービスとして60名定員の生活介護がある。そのほかに指定一般相談と指定特定相談の業務に当る相談支援事業所も設けられている。

施設は昭和60年8月に北信州の山なみが一望できる高台に移転新築され、平成23年度には定員を40人に減員するとともに大規模改修工事も並行し平成24年6月に工事が完了した。

開設からこれまでの間、障害者制度の見直しに向けた国の施策の検討が重ねられ、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと変遷する中、平成19年6月から当施設でも施設入所支援、短期入所、生活介護という形で事業を展開している。

当施設の入所支援では主に夜間と土日祝日(昼間)に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行っている。また、障がい者支援施設として生活介護(日中支援)と一体的な支援も行っている。更に、当施設から半径2km以内にある14のグループホームのバックアップ施設として夜間や緊急時の対応ができるようにしている。

短期入所支援しては一時的・短時間(一泊二日等)の入所希望者を受け入れており、市町村等からの依頼で緊急一時保護的なケースも受け入れている。

日中活動支援としての生活介護は、主として地域や入所施設において安定した生活を営むため、昼間の入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行っている。当施設でも利用者ニーズを把握し、個別支援計画に沿った質の高いサービスを提供しており、現在、生産活動としての「ものづくり班」では、施設開所当初の精神を引き継いだ農作業(野菜作り、草花栽培等)、受託作業(きのこキャップ清掃)、同一法人や他法人の関連事業所や地域ボランティア等との合同作業などに取り組んでいる。また、創作的活動としての「うるおい班」では軽スポーツやレクリエーション活動、リハビリ訓練、音楽療法、創作活動調理実習、個別活動等に勤しんでいる。

現在、県内各地からの40名の利用者が生活をしており、男性20名・女性20名で、平均年齢が52.9歳、在籍年数の平均が16.6年、支援区分の平均は4.6で、利用者の高齢化・重度化が徐々に進んでおり、日課についてもそれに対応し、段階的に生産活動を縮小し利用者ニーズに合わせた創作活動へとシフトしている。

こうした流れもふくめ、法人として本年度からの5ヵ年計画として第3次長期構想を策定しており、それを受け当施設を中心とした長野ブロックでは第一の重点施策として「ライフステージに応じた一貫性のある支援体制の整備」を進めており、ブロック内の6事業所の機能を児童期、青年期・壮年期、高齢期に分け、当施設としては高齢期の役割を担い、今後、日中の介護保険サービスの導入等も検討している。また、第二の重点施策の「利用者の豊かな暮らしの創造」では「信州自然的暮らし」と「主体性のある暮らし」が掲げられている。「信州自然的な暮らし」では「風土を活かした暮らし」、「農的な暮らし」、「生活習慣・伝統を取り入れた暮らし」、「エコな暮らし」を上げ、地域住民等と積極的に関係性を結び、その地域風土の中で自己実現を図ることができるようにしている。加えて、「主体性のある暮らし」では「意志決定支援」、「生きがい作り」、「交流のある暮らし」等を掲げ、利用者一人ひとりの意志が活かされ本人らしい生き方ができるように取り組もうとしている。

法人の「夢・情熱・連携が織りなす豊かな暮らし」というキャッチコピーの通り、当施設では「利用者の思い」、「支援者の取り組み」、「地域のあらゆる資源(住民や各種団体等)」の三つが有機的に結びつき、障がいがあっても高齢期を安心して、また、安定的な生活が将来にわたり送れるように支援していこうという姿勢が強く感じられた。

5 第三者評価の受審状況

受審回数(前回の受審時期)	2回目(前回は平成24年度)
---------------	----------------

6 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

◇特に良いと思う点

1) 多角的な視点からの利用者支援

当施設では「提供するサービスの質の向上」、「利用者の豊かな暮らしの創造」等を目指し、多角的視点から利用者の楽しみを引き出し、買い物外出、旅行、外食、風土を活かした暮らしや伝統を取り入れた暮らしなどを日常的に、また、自然に取り入れ、「普通の暮らし」ができるよう、職種を横断し職員が一丸となって支援に取り組んでいる。

利用者の暮らしを支えるための個別支援計画もPDCAサイクルによりサービスの質に関する検討が施設として継続的に行われている。標準的な実施方法の見直しも職員の意見・提案や利用者等からの意見に基づき、利用者の個別支援計画の状況も踏まえ行われている。

個別支援計画策定責任者を設置し明確にしており、年度毎に「個別計画策定一覧」を作成し管理している。担当チーム毎にアセスメントを行い個々のモニタリング時期に合わせて「サービス調整会議・ケア会議」も実施している。モニタリングでは本人・家族の意向や意見を吸い上げ計画に反映させ、個々のケースファイルには利用者プロフィールとして、家族構成、現病、既往歴、生育歴等の記入欄があり入手情報を記入している。定期的(1年毎。変更があれば随時)に書き換えも行い利用者の心身の状況を踏まえ更新している。

高齢化・重度化にむかいつつある利用者が楽しみや生きがいを持ち、ゆっくり、ゆったりと過ごせるように丁寧な支援を行っている。

2) 利用者の人権を大切にされたサービスの提供

法人の第3次長期構想の重点施策にも人権擁護を視点とした「障がい特性に配慮したサービスの提供」や「ライフステージに応じた一貫性のある支援体制の整備」が掲げられており、また、長野ブロックとしてもそれに連動した運営方針に「それぞれの年代や障がい特性に配慮し、利用者の思いに寄り添ったサービスを提供します」と上げ、障害者総合支援法の理念である「基本的な人権を享有する個人としての尊重」に基づいて利用者の自己選択、自己決定を尊重し、個別支

援計画に沿って充実した生活が送れるように総合的支援を実施している。

利用者のうちの三分の一以上の方の利用者聞き取り調査でも「職員は、あなたがやりたいことは自分でできるように、あなたの行動を見守ってくれますか」という問に対して、ほぼ90%近くの利用者が満足感を示しており、利用者職員との間に信頼関係が築かれていることが判る。

また、「この施設であなたは安心してすごすことができますか」という問に対する回答も90%前後と満足度が高く、利用者に寄り添う支援が不安や混乱の原因を取り除くことに繋がり利用者が自由に、また、穏やかに暮らすことができている。

法人の理念にも通じる一人ひとりの利用者がその人らしく輝いて暮らし続けられるように人権や尊厳に配慮されたサービスが提供されている。

3) 法人や長野ブロックの方針と施設事業計画との連動

法人の第3次長期構想により本年度をスタートとする5カ年の諸施策がしっかり構築されており、法人の6ブロックのうちの一つである長野ブロックでも法人の五つの重点施策に則り「ライフステージに応じた一貫性のある支援体制の整備」を前提とした事業の再編イメージを描いている。

当施設でもその趣旨を十分に理解し、長野ブロックの大きな課題としての利用者の高齢化・重度化対策でも重要な役割を担っており、高齢者向けの入所支援と地域のセーフティネットとしての短期入所に絞り今後の事業展開を考え進めている。

現在、当施設の利用者40名のうち60歳代と70歳代が17名とほぼ半数を占め、また、在籍期間も20年以上の方が13名と長期化している。施設としても日中の活動について軌道修正をしており、生産活動を段階的に縮小し利用者ニーズに合わせ創作活動へとシフトしている。

また、そのような流れの中、法人や施設として描く施設のあるべき姿が職員にも確実に発信されており、職員個々の目標管理シートにも介護技術や救急救命等の専門性の向上などが上げられ、施設の事業計画とリンクするようになってきている。また、職員は法人、長野ブロック、施設内の各種会議や委員会に参画しており意見を述べる場もあり、組織面でもしっかりとした枠組みができており連鎖している。

4) 風通しの良い職場風土

所長、課長を中心に組織全体にマネジメントが行き届いており風通しの良い職場風土が構築されている。

当施設には大きく総務課と支援課が縦の組織としてあり、また、横の組織として委員会がある。職員は長野ブロックあるいは施設内の委員会に必ず参画しておりこの委員会での活動が風通しの良い職場づくりに貢献しているのではないかとと思われる。

職員インタビューでも「職場の風通しが良く何かあっても相談できる風土である」、「悩みがあった場合も相談しやすい」、「自分も後輩から相談を受ける立場と自覚し各相談にも応じている」等の声が聞かれている。

人材確保と定着の意味からも職員の就業状況や意向・意見も把握されており、仕事と生活の両立にも配慮がされている。法人として有休休暇や育児休暇の取得の促進、定期的な個別面談の実施などを通じて職員が仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えている。また、法人の「メンタルヘルスケア規定」に沿ったストレスチェックや定期的な健康診断なども行われ心身の健康保持にも取り組んでいる。

利用者の高齢化・重度化に伴い、提供するサービスも多様化しており、職員の対応も多岐にわたり高度な内容が要求されてきており、ブロック内事業所や職員の連携の強化や施設内での職員の協力体制が図られ、効率的な運営に繋がっている。

◇特に改善する必要があると思う点

1) 更なる現場からの声の収集

法人のカバーする範囲は全県にわたり、5ブロック20施設・事業所となっているがサテライト形式になっている事業所もあり各ブロックで裁量する機会が多くなっているものと思われる。今後の業務の多様化や事業所の整理統合、新規開設などを考えれば、法人本部と長野ブロック、

当施設などとの双方向での情報の共有化を更に図り、施設ならではの、また、職員、利用者ならではの現場の情報を法人本部へ発信する機会を多くすることで、現状把握を同時期にすることで対策を早めに打つことが可能になるのではないかとと思われる。

法人や長野ブロック、施設との情報のやり取りについては当然機密保持がされている部分があるものと思われるが、情報共有については透明性が確保され風通しの良い職場づくりがされているという下地があることから下意上達という部分にも更に力をいれていただくことを期待したい。

2)職員育成と質の向上に向けた取り組み

職員個々の意識レベルが高く、責任感も強く、また、自己啓発についての意欲も高く、組織として自主性が尊重され、職員もそれに応えていると思われる。

一般論として福祉人材の確保がなかなか難しいという現状で徒に職員数を増やすだけではなく、法人の長期的展望の中でキャリアアップや人材確保と定着への取り組みなどが掲げられているように人材育成が最終的に実効性がある施策かと思われる。

職員個々のスキルの向上のために、また、利用者への質の高いサービスと安心・安全な暮らしのために引き続き法人、長野ブロック、施設一体となった更にきめ細かな教育・研修の企画と運用を期待したい。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目の評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理、Ⅲ適切な福祉サービスの実施（別添1）並びに内容評価項目の評価対象A（別添2）

8 利用者調査の結果

聞き取り方式の場合（別添3-2）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（平成29年10月 2日記載）

今回の「第三者評価」は2度目の受審となりますが、初回同様、ありのままの水内荘を評価していただくことで福祉サービスの質の向上を図ることを第一義としました。

結果として、利用者の支援計画・内容・記録・生活の状況等、支援の基本的な姿勢と内容について高評価をいただきました。障害者虐待防止法・障害者差別解消法の施行、障害者権利条約の批准と障がい者を取り巻く状況が大きく変わる中で、多角的な視点からの支援、人権を大切にしたサービス提供等、我々職員の取り組みが評価していただけたことは、職員にとって自信につながる肯定材料となります。

とはいえ、職員個々の意識レベルや自己啓発意欲の高さが評価されているからこそ、「人材育成や下意上達に更に力を入れてほしい」との指摘もいただいております。これらは水内荘だけでなく、水内荘を含む長野ブロック事業所、延いては長野県社会福祉事業団全事業所共通の課題でもあります。

これからの施設は、利用者の安心、安全な生活やきめ細やかなサービス提供に留まらず、地域生活支援拠点としての機能をはじめとする地域貢献的な役割がますます求められると思います。今回の第三者評価の指摘を真摯に受け止め、法人としての取組も含め、利用者にとっては暮らしやすい場であり、職員にとっては働き甲斐のある職場となるよう、職員一同今後一層の研鑽に励みたいと思います。